

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)
規制の名称	(1) 認定地域公共交通再編事業の実施に係る勧告・命令、報告の徴収等(第28条、第38条関係) (2) 地域公共交通再編事業の実施区域内における道路運送法による許可基準の追加等(第27条の6第4項～第7項、第43条～第45条関係)
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	総合政策局地域交通課
評価実施時期	令和2年3月31日
事前評価時の想定との比較	事前評価後、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は発生しておらず、規制の事前評価時には想定しなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。したがって、当該規制の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	現時点で適用実績はなく、遵守費用は発生していない。
(行政費用)	現時点で適用実績はなく、行政費用は発生していない。
(効果)	地域公共交通再編実施計画は令和2年2月末現在38件が認定されている一方で、地域公共交通再編事業の実効性を担保するための措置については実績がないことから、同計画に基づく地域公共交通再編事業は確実に遂行されている。
(便益(金銭価値化))	当該規制の拡充措置効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	持続可能な地域公共交通網の形成が促進され、人々の外出機会が確保されることにより、地域が活性化され、地域における消費拡大等に寄与する効果がある。
考察	<p>社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため、事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて変化はなく、事前評価時に想定した規制措置の必要性に変化はない。当該規制について、適用実績はないため、遵守費用、行政費用ともに費用は発生していない。また、副次的な影響及び波及的な影響については、地域における消費拡大等に寄与する効果がある。</p> <p>地域公共交通再編実施計画は令和2年2月末現在38件が認定されているところであるが、地域公共交通再編実施計画の実効性が担保されていることから、同計画に基づく地域公共交通再編事業は確実に遂行され、地域住民の日常生活に必要な地域の足が確保されるという効果が発生しており、本規制措置はまちづくり等の地域戦略と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に寄与しているものと考えられる。</p> <p>費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該資格に係る規制緩和措置は、引き続き、継続することが妥当である。</p> <p>なお、課題を取り巻く社会経済情勢については、地方部における地域の足の継続に対するさらなるニーズ、都市部における利便性の高い地域公共交通サービスの実現に対するさらなるニーズが顕在化しているため、当該規制と併せ、規制事項以外の取り組み拡充によりさらに同計画制度の実効性を担保・強化し、地域の実情に応じた地域公共交通の確保・維持や利便性の向上を一層効果的に推し進めていくために、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」を本年2月に通常国会に提出済である。</p>
備考	